

地方独立行政法人東京都立病院機構職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員就業規則（以下「法人職員就業規則」という。）第97条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は、法人職員就業規則第2条第1項第1号に定める法人職員（以下「法人職員」という。）であり、地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員給与規程（以下「法人職員給与規程」という。）に規定される次の各号に掲げるもののうちいずれかの適用を受け、法人から給与を支給される者とする。

- 一 年俸制
- 二 医師給料表
- 三 コメディカル給料表
- 四 看護給料表
- 五 福祉・事務系給料表

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び前条に定める退職手当の支給対象である職員となったときは、退職手当は、支給しない。

2 第6条及び第20条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第21条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 死亡等による予期し得ない退職で、事前に退職手当の支給手続を行うことができなかったため、退職手当の支給手続に相当な時間を要する場合
- 二 第16条第5項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含むとされる引き続いた在職期間があり、その確認に相当な時間を要する場合
- 三 債権差押命令等に伴う権利関係の確認及び支給手続に相当な時間を要する場合
- 四 その他退職手当の支給に必要な書類が整わない等、支給手続に支障がある場合

(遺族の範囲及び順位)

第4条 前条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって等分して、支給する。ただし、当該遺族が総代者を選任した場合には、当該遺族が受ける退職手当の額を合算して、当該遺族が選任した総代者に支給する。

(遺族からの排除)

第5条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第10条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。

- 2 退職手当の調整額は、次に掲げる者に支給する。
- 一 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、法人職員就業規則第75条第3項の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）
 - 二 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で次条に定めるもの
 - 三 職員となった日以後病気にかかり、又は負傷し、その結果として退職の日における傷病の程度が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する障害の状態にあり、その職務の遂行に堪えずに退職した者
 - 四 通勤による災害により退職した者
 - 五 死亡により退職した者

- 六 法人職員就業規則第78条第2項第5号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、理事長が定めた計画に基づき、勸奨を受け又はその意に反して退職した者
- 七 業務上の傷病又は死亡により退職した者

(勸奨退職等)

第7条 前条第2項第2号に規定するものは、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で次に掲げる者とする。

- 一 地方独立行政法人東京都立病院機構組織規程に規定する院長、副院長、部長、課長及びこれらに準ずる職にある者のうち、理事長があらかじめ定める者で、第16条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間（以下この条において「在職期間」という。）が10年以上で退職したもの
- 二 次号に掲げる職員以外の職員であって、退職の日の属する会計年度の末日（以下「会計年度の末日」という。）の年齢が58歳以上で退職したもの
- 三 医療業務に従事する医師及び歯科医師であって、会計年度の末日の年齢が60歳以上で退職したもの
- 四 在職期間が20年以上の職員であって、会計年度の末日の年齢が55歳以上58歳（前号に掲げる者にあつては60歳）未満で退職したもの
- 五 在職期間が25年以上の職員であって、会計年度の末日の年齢が50歳以上55歳未満で退職したもの

2 前項に規定する者に係る勸奨にあつては、その事実について、理事長又はその委任を受けた者が記録（以下「勸奨記録」という。）を作成するものとする。勸奨記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 採用年月日及び退職年月日
- 三 勸奨を行った年月日
- 四 勸奨に対する職員の応諾年月日
- 五 その他参考となるべき事項

(業務等によることの認定の基準)

第8条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものかどうかを認定するに当たっては、次の各号に掲げる基準に準拠しなければならない。

- 一 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）が適用される職員にあつては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における基準
- 二 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用される職員にあつては、労働者災害補償保険法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償

を実施する場合における基準

(退職手当算定基礎額)

第9条 退職手当の基本額の算定に使用する基礎額(以下「退職手当算定基礎額」という。)については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 法人職員給与規程に規定する年俸制が適用され、年俸の基準額が19,000,000円であるものについては、948,000円
 - 二 法人職員給与規程に規定する年俸制が適用され、年俸の基準額が17,500,000円であるものについては、873,000円
 - 三 法人職員給与規程に規定する給料表が適用され、職務の級が4級又は5級であるものについては、退職時における給料月額及び調整額の合計額を100分の120で除して得た額(この額に100円未満の額がある場合にはこれを切り上げて得た額)
 - 四 法人職員給与規程に規定する給料表が適用され、職務の級が1級、2級又は3級であるものについては、退職時における給料月額、職務手当及び調整額の合計額を100分の120で除して得た額(この額に100円未満の額がある場合にはこれを切り上げて得た額)
- 2 この規程において、給料月額は法人職員給与規程第3条第3項に規定するものをいい、職務手当及び調整額は法人職員給与規程第3条第4項に規定するものをいう。
- 3 職員が休職、停職、休業、減給、短時間勤務その他の理由により給料月額の一部又は全部を支給されない場合における退職手当算定基礎額は、当該理由がないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額、職務手当及び調整額をもとに算定される退職手当算定基礎額とする。

(退職手当の基本額)

第10条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の90
 - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の120
 - 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - 四 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 五 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の140
 - 六 34年以上の期間については、1年につき100分の40
- 2 前項の規定により計算した金額が、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に43を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該退職手当算定基礎額に43を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第11条 退職した者の基礎在職期間(第15条第2項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち、当該退職した者の年齢が55歳に達した日の属する会計年度の翌会計年度の初日からその者の退職の日までの期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする規程等が制定された場合において、当該規程等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他その意に反し降給となったこと以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の退職手当算定基礎額(当該減額日以後に給料月額の変定をする規程等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額を用いて計算した退職手当算定基礎額に相当するものとして第3項に定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の退職手当算定基礎額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前退職手当算定基礎額」という。)が退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当算定基礎額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前退職手当算定基礎額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 43以上 特定減額前退職手当算定基礎額に43を乗じて得た額

二 43未満 特定減額前退職手当算定基礎額に前項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 この条第1項における、退職手当算定基礎額に相当するものとして第3項に定める額は、給料月額の変定をする規程等の制定以外の事由による給料月額の増額又は減額がないものと仮定した場合における、当該給料月額の変定適用後の職員が現に退職した日に

おけるその者の退職手当算定基礎額に相当する額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第12条 第6条第2項第1号及び第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間（第16条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間をいう。次条第2項（同項の表を除く。）において同じ。）が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第10条第1項	退職手当算定基礎額	退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第10条第2項	前項	第12条の規定により読み替えて適用する前項
	の退職手当算定基礎額	の退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額
	当該退職手当算定基礎額	当該退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第11条第1項	前条の	次条の規定により読み替えて適用する前

		条の
第11条第1項第1号	及び特定減額前退職手当算定基礎額	並びに特定減額前退職手当算定基礎額及び特定減額前退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	次条の規定により読み替えて適用する前条第1項
第11条第1項第2号	退職手当算定基礎額に、	退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額に、
第11条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当算定基礎額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第11条第2項	前項の	次条の規定により読み替えて適用する前項の
第11条第2項第1号	特定減額前退職手当算定基礎額	特定減額前退職手当算定基礎額及び特定減額前退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につ

		き100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第11条第2項第2号	特定減額前退職手当算定基礎額	特定減額前退職手当算定基礎額及び特定減額前退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額	並びに退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額の合計額

（業務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第13条 第6条第2項第4号、第6号及び第7号の規定に該当する者（これらの者のうち次項に該当するものを除く。）に対する第10条及び第11条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第10条第1項	退職手当算定基礎額	退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第10条第2項	前項	第13条第1項の規定により読み替えて適用する前項

	の退職手当算定基礎額	の退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該退職手当算定基礎額	当該退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第11条第1項	前条の	第13条第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第11条第1項第1号	及び特定減額前退職手当算定基礎額	並びに特定減額前退職手当算定基礎額及び特定減額前退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第13条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第11条第1項第2号	退職手当算定基礎額に、	退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第11条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当算定基礎額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第11条第2項	前項の	第13条第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第11条第2項第1号	特定減額前退職手当算定基礎額	特定減額前退職手当算定基礎額及び特定減額前退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第11条第2項第2号	特定減額前退職手当算定基礎額	特定減額前退職手当算定基礎額及び特定減額前退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の退職	並びに退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額及び退職の日におけるその

	手当算定基礎額	者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
--	---------	--------------------------------

- 2 第6条第2項第4号、第6号及び第7号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第10条及び第11条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第10条第1項	退職手当算定基礎額	退職手当算定基礎額、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第10条第2項	前項	第13条第2項の規定により読み替えて適用する前項
	の退職手当算定基礎額	の退職手当算定基礎額、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該退職手当算定基礎額	当該退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の退職手当

		算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第11条第1項	前条の	第13条第2項の規定により読み替えて適用する前条の
第11条第1項第1号	及び特定減額前退職手当算定基礎額	並びに特定減額前退職手当算定基礎額、特定減額前退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び特定減額前退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第13条第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第11条第1項第2号	退職手当算定基礎額に、	退職手当算定基礎額、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第11条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当算定基礎額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に

		相当する額
第11条第2項	前項の	第13条第2項の規定により読み替えて適用する前項の
第11条第2項第1号	特定減額前退職手当算定基礎額	特定減額前退職手当算定基礎額、特定減額前退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び特定減額前退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第11条第2項第2号	特定減額前退職手当算定基礎額	特定減額前退職手当算定基礎額、特定減額前退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び特定減額前退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額	並びに退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、第9条第1号又は第2号に該当する者については、100分の1）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に100分の10を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）1点につき1,100円を乗じた額とする。

- 一 1級区分 10点
- 二 2級区分 15点
- 三 3級区分 20点
- 四 3級統括区分 25点
- 五 4級区分 30点
- 六 5級区分 35点
- 七 6級区分 55点
- 八 7級区分 60点

2 退職した者の調整額期間に次条第2項第2号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- 一 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、次項のとおり定める。

4 退職した者は、その者の調整額期間の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに次の表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分（第1項各号に掲げる職員の区分をいう。以下同じ。）に属していたものとする。

1級区分	法人職員給与規程に規定するコメディカル給料表、看護給料表及び福祉・事務系給料表の適用を受けるもので、その属する職務の級が1級であったもの
------	--

2級区分	法人職員給与規程に規定するコメディカル給料表、看護給料表及び福祉・事務系給料表の適用を受けるもので、その属する職務の級が2級であったもの
3級区分	法人職員給与規程に規定する医師給料表、コメディカル給料表、看護給料表及び福祉・事務系給料表の適用を受けるもので、その属する職務の級が3級であったもの（3級統括区分に該当するものを除く）
3級統括区分	法人職員給与規程に規定する医師給料表、コメディカル給料表、看護給料表及び福祉・事務系給料表の適用を受けるもので、その属する職務の級が3級であったもののうち、理事長の定めるところにより統括認定されたもの
4級区分	法人職員給与規程に規定する医師給料表、コメディカル給料表、看護給料表及び福祉・事務系給料表の適用を受けるもので、その属する職務の級が4級であったもの
5級区分	法人職員給与規程に規定する医師給料表、コメディカル給料表、看護給料表及び福祉・事務系給料表の適用を受けるもので、その属する職務の級が5級であったもの
6級区分	法人職員給与規程に規定する年俸制の適用を受けるもので、その属する職務の級が6級であったもの
7級区分	法人職員給与規程に規定する年俸制の適用を受けるもので、その属する職務の級が7級であったもの

- 5 前項の場合において、退職した者が同一の月において同項の表の下欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分のうち、第1項各号に定める点数が最も高いものとなる職員の区分のみに属していたものとする。

(調整額期間)

第15条 調整額期間とは、基礎在職期間のうち、その者の退職の日の属する月の末日を起算日として、20年前までの期間をいう。

- 2 基礎在職期間とは、その者に係る退職(第3条第1項ただし書に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第16条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の国家公務員等としての引き続いた在職期間

- 3 第1項の調整額期間のうち法人就業規則第54条の規定による配偶者同行休業、同規則第55条の規定による学術休業、同規則第56条の規定による育児休業、同規則第57条の

規定による介護休業、同規則第58条の規定による休職、同規則第63条の規定による休職、同規則第89条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）又は同規則第39条第1項の規定による短時間勤務法人職員である期間（以下これらを「休職月等」という。）がある場合、次項に定めるところにより調整額期間から除くものとする。

- 4 調整額期間からの除算は、次の各号に掲げる休職等の区分に応じ、当該各号に定める月数に相当する期間を職員の区分ごとに調整額期間から除いて行うものとする。
 - 一 法人職員就業規則第54条の規定による配偶者同行休業又は同規則第63条の規定による在職専従休職（同一の休職月等に次号又は第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間があった場合を除く。） 休職月等に相当する月数
 - 二 法人職員就業規則第56条の規定による育児休業、同規則第57条の規定による介護休業又は同規則第55条の規定による学術休業 休職月等の3分の1に相当する月数（1月未満の端数があるときは、1月に切り上げる。）
 - 三 第1号に規定する事由以外の事由による休職（同一の休職月等に第2号に掲げる事由による現実に職務をとることを要しない期間があった場合を除く。） 休職月等の2分の1に相当する月数（1月未満の端数があるときは、1月に切り上げる。）
 - 四 法人職員就業規則第39条第1項の規定による短時間勤務法人職員である期間 休職月等に、38時間45分から1週間当たりの勤務時間を差し引いた時間を38時間45分で除した値を乗じて得られる月数（1月未満の端数があるときは、切り捨てる。）
- 5 同一の職員の区分に2以上の休職等がある場合は、当該休職等ごとの前項の規定による月数を合算した月数に相当する期間を調整額期間から除くものとする。

（勤続期間の計算）

第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業、介護休業又は学術休業をした期間についてはその月数の3分の1に相当する月数、配偶者同行休業をした期間又は在職専従休職をした期間についてはその月数、短時間法人職員であった期間については休職月等に38時間45分から1週間当たりの勤務時間を差し引いた時間を38時間45分で除した値を乗じて得られ

る月数)を、前3項により計算した在職期間から除算する。ただし、法人職員就業規則第61条の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。

- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には次条に定める在職期間を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等として引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。
- 6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第6条第2項に該当する者の退職手当の基本額を計算する場合については、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、第20条第1項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等から職員となった者等に対する在職期間の特例)

- 第17条 前条第5項に定める在職期間には、国、中期目標管理法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に定める中期目標管理法人をいう。)、地方公共団体、法人以外の地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に定める地方独立行政法人をいう。))又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に定める公庫等のうち、理事長が指定するもの(以下「国等」という。))で、当該国等の要請に応じて法人を退職した後引き続いて当該国等に雇用される者について、職員としての在職期間を当該国等の在職期間とみなして退職手当(これに相当する給与を含む。以下同じ。))を支給することとしているものに雇用される者(当該国等の退職手当に関する規程において退職手当の支給対象とされている者に限る。以下「国家公務員等」という。))から、引き続いて職員となった者のうち理事長が特別に認めた場合には国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 2 国家公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の国家公務員等として在職した場合を含む。))した後、引き続いて再び職員となった者のうち理事長が特別に認めた者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、前条第5項にいう職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(国家公務員等から職員となった者等に対する退職手当の額の特例)

- 第18条 国等のうち、職員としての在職期間を当該国等の在職期間とみなさないものに雇用される者から、引き続いて職員となった者のうち理事長が特別に認めた者に対して支給する退職手当の額は、当該職員の在職期間に当該国等の職員として在職した期間を加えた期間に応じて第10条から第14条までの規定により計算して得た額から、当該国等から支給された退職手当の額を控除した額とする。ただし、当該国等から退職手当の支給を

受けていない者についてはこの限りではない。

- 2 国等のうち、職員としての在職期間を当該国等の在職期間とみなさないものに雇用される者から、引き続いて職員となった者のうち理事長が特別に認めた者に対して当該国等が支給した退職手当の額が、当該職員の在職期間に当該国等の職員として在職した期間を加えた期間に応じて第10条から第14条までの規定により計算して得た額を上回る場合には、当該職員の退職手当の額は、当該国等の職員として在職した期間を加えることなく第10条から第14条までの規定により計算して得た額とする。

(職員から国家公務員等となった者の取扱い)

第19条 職員が退職し、引き続いて国等に雇用される者となった場合において、その者の職員としての在職期間が当該国等の退職手当の算定に係る在職期間に通算されることとされたときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第20条 第6条第2項第6号又は第7号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の基本給月額は、法人職員給与規程に規定する給料月額、職務手当（職務の級が1級から3級に属する者に支給さえるものに限る。）及び扶養手当の月額合計額又はこれらに相当する給与の月額合計額とする。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第21条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほかその差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(定義)

第22条 この条から第28条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 懲戒解雇等処分 法人職員就業規則の規定による懲戒解雇の処分その他の職員とし

ての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 法人職員就業規則の規定により職員の退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第28条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職。以下この号において同じ。）を占める職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有する機関をいい、これらに該当する機関がない場合にあつては、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職の任命権を有する機関をいう。

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者
- 二 法人職員就業規則第78条第1項第1号及び第2号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたと

き。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けること

なく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

- 5 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方独立行政法人再任用職員就業規則の規定による懲戒解雇処分（以下「再任用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
 - 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第23条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

- 4 第23条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けたとき。
 - 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けなければならない者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第23条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第27条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第23条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第23条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第28条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。この項から第4項までの規定において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第24条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第26条第1項の規定による処分を受けることな

く死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 6 第23条第2項及び第26条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(口座振替による支給)

第29条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(端数処理について)

第30条 この規程により計算した、退職手当の額（第4条の規定により分割して支給する場合の支給額を含む。）に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第31条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 法人の設立の日に、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により東京都職員から法人職員となった者又は公益財団法人東京都保健医療公社の職員から法人職員となった者について、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都職員引継規程又は地方独立行政法人東京都立病院機構東京都保健医療公社職員引継規程の定めるところによる。